

一般社団法人日本熱電学会 表彰規程

(目的)

第1条 一般社団法人日本熱電学会表彰規程は、定款第3条(3)および運営規則第20条に基づき、熱電科学、工学と技術ならびに関連分野における発明、発見、研究と開発、並びに当学会の発展に顕著な功績のあったと認められる本学会会員の表彰を目的として定めるものとする。

(名称)

第2条 表彰の名称は、日本熱電学会賞(以下、学会賞)、日本熱電学会学術賞(以下、学術賞)、日本熱電学会技術功績賞(以下、技術功績賞)、日本熱電学会功労賞(以下、功労賞)、日本熱電学会進歩賞(以下、進歩賞)、日本熱電学会欧文論文賞(以下、欧文論文賞)、日本熱電学会優秀講演賞(以下、優秀講演賞)および日本熱電学会優秀ポスター賞(以下、優秀ポスター賞)とする。

(表彰対象者)

第3条 各賞と各賞の表彰対象者を以下に示す。

- 1 学会賞は、熱電科学、工学と技術の発展または当学会の発展に顕著な功労のあったと認められる本学会会員に授与する。
- 2 学術賞は、熱電科学と工学の発展に特に功績があったと認められる本学会会員に授与する。
- 3 技術功績賞は、熱電技術の発展に特に功績があったと認められる本学会会員に授与する。
- 4 功労賞は、本学会の発展に功労があったと認められる本学会会員に授与する。
- 5 進歩賞は、熱電科学、工学と技術ならびに関連分野において卓越した業績を上げたと認められる本学会会員に授与する。
- 6 欧文論文賞は、熱電科学、工学と技術の発展に貢献しうる「Materials Transactions (略称 Mater.Trans.)」誌に掲載された原著論文で、本学会に著作権が帰属する優秀な論文ならびに著者に授与する。
- 7 優秀講演賞は、本学会の学術講演会で、熱電科学、工学と技術の発展に貢献しうる優秀な講演論文を発表した本学会会員に授与する。
- 8 優秀ポスター賞は、本学会の学術講演会で、熱電科学、工学と技術の発展に貢献しうる優秀なポスター論文を発表した本学会会員に授与する。
- 9 1から8の条件を充たす物故者にも授与しうるものとする。

(授賞候補者の資格)

第4条 各賞の授賞候補者が有すべき資格を以下に示す。

- 1 学会賞の資格は、原則5年以上本会会員であること、および授賞までに学会賞を受賞した事がないこととする。
- 2 学術賞の資格は、5年以上本会会員であること、および授賞までに学術賞を受賞した事がないこととする。
- 3 技術功績賞の資格は、5年以上本会会員であること、および授賞までに技術功績賞を受賞した事がないこととする。
- 4 功労賞の資格は、5年以上本会会員であること、および授賞までに功労賞を受賞した事がないこととする。
- 5 進歩賞の資格は、原則5年以上本会会員であること、および授賞年の4月1日時点で満40歳以下であること、および授賞までに進歩賞を受賞した事がないこととする。

- 6 欧文論文賞の資格は、授賞時に本会会員であることとする。
- 7 優秀講演賞の資格は、論文発表時に本会会員であること、および授賞年の4月1日時点で満35歳以下であること、および授賞までに優秀講演賞および講演奨励賞を受賞した事が無いこととする。
- 8 優秀ポスター賞の資格は、論文発表時に本会会員であること、および授賞年の4月1日時点で満30歳以下であること、および授賞までに優秀ポスター賞および講演奨励賞を受賞した事が無いこととする。

(推薦方法)

第5条 授賞候補者の推薦は、学会賞、学術賞、技術功績賞、功労賞については、1名以上の本会理事、もしくは1名以上の評議員または3名以上の会員による連名の推薦とし、進歩賞については、1名以上の会員による推薦または自薦も可とする。いずれも、候補者の履歴を含む推薦書(所定の書式)を付し本会会長に申し込むものとする。

欧文論文賞の推薦は、1名以上の会員による推薦または自薦も可とし、推薦書(所定の書式)を付し本会会長に申し込むものとする。

優秀講演賞と優秀ポスター賞の候補者の決定方法の詳細は、理事会が別途定める細則に定める。

(選考方法)

第6条 各賞の選考方法の詳細は理事会が別途定める細則に定める。

(表彰)

第7条 表彰は、本学会学術講演会または社員総会において行い、表彰時点における本学会会長名の賞状等を授与する。

(改廃)

第8条 本規程は、理事会の決議により改廃する。

附則

本規程は、2012年(平成24年)9月3日に遡及して施行する。

本規程は、2016年(平成28年)1月29日より改訂し施行する。

一般社団法人日本熱電学会表彰規程 細則 1 日本熱電学会 学会賞等選考細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本熱電学会表彰規程第3条第1項に定める学会賞、第2項に定める学術賞、第3項に定める技術功績賞、第4項に定める功労賞および第5項に定める進歩賞の選考に関し、同規程第4条に基づき細則を定める。

(選考委員会)

第2条 授賞者の選考を行うため、表彰委員会のもとに学会賞・学術賞・技術功績賞・功労賞・進歩賞選考委員会（以下、選考委員会）をおく。

- 2 学会賞・学術賞・技術功績賞・功労賞・進歩賞選考委員長（以下、選考委員長）は、表彰委員会委員長が兼ねるのを原則とする。
- 3 選考委員長は、委員若干名を正会員の内から選任し表彰委員会に報告する。
- 4 選考委員は、欧文論文賞選考委員および優秀講演賞等選考委員と重複する事を妨げない。
- 5 選考委員長と選考委員の任期は夫々1年とし、再任は妨げないが、連続する場合は4期を限度とする。

(選考方法)

第3条 選考委員会は、推薦された候補者中から適当と認める者を学会賞、学術賞、技術功績賞、功労賞、進歩賞夫々の決定候補者として選定する。

- 2 選考委員長は、決定候補者の履歴書、推薦理由書および選考報告書を添えて本会理事会にはかり、投票によって学会賞、学術賞、技術功績賞、功労賞、進歩賞の授賞の可否を決定する。
- 3 前項の理事会は、有効投票の数が全理事の過半数に達したとき成立し、そのうち可とするものが3分の2に達したとき授賞することを決定する。
- 4 学会賞、学術賞、技術功績賞、功労賞、進歩賞のうちいずれかの賞を受ける適当な候補者がいないときは、その年度の該当の賞は授賞しない。

(表彰)

第4条 学会賞、学術賞、技術功績賞、功労賞、進歩賞の授賞は、一般社団法人日本熱電学会表彰規程第5条の定めによる。

(改廃)

第5条 本細則は、理事会の決議を経て改廃する。

- 2 本細則に定められていない運営上の細目は表彰委員会で決定する。

附則

本細則は、2012年（平成24年）9月3日に遡及して施行する。

本細則は、2016年（平成28年）1月29日より改訂し施行する。

一般社団法人日本熱電学会表彰規程 細則 2 日本熱電学会 欧文論文賞選考細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本熱電学会表彰規程第3条第6項に定める日本熱電学会欧文論賞（以下、欧文論文賞）の選考に関し、同規程第4条に基づき細則を定める。

(表彰対象者)

第2条 表彰対象者は、定められた年度内（当該年度の論文は次年度の審査に回し、過去3年間に **Materials Transactions** 誌に掲載された論文で、著作権が日本熱電学会にある論文の内、優秀な原著論文を投稿した正会員、学生会員および助成会員とする。

2 表彰対象者が当学会会員でない場合、内規で定めた日限内に筆頭著者が加入すれば、筆頭著者と他の加入共著者のみを表彰対象者とする。

(欧文論文賞選考委員会)

第3条 表彰対象者を選考するため本表彰委員会に欧文論文賞選考委員会（以下、選考委員会）を置く。

(欧文論文賞選考委員長)

第4条 表彰委員会は、原則として欧文論文編集委員長を欧文論文賞選考委員長（以下、選考委員長）に選任し、理事会に報告する。

2 表彰委員会は、欧文論文賞の選考の際は選考委員長を表彰委員会の一員として加える。

3 選考委員長は選考委員会を主導する。

4 選考委員長の任期は2年とし再任を妨げないが、連続する場合は2期を限度とする。

(選考委員数と任期)

第5条 選考委員長は、若干名の欧文論文賞選考委員（以下、選考委員）を選任し表彰委員会に報告する。

2 選考委員数は選考委員会内規(以下、内規)で定める。

3 選考委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(選考委員会内規)

第6条 選考委員会は、選考方法、選考基準等を内規で定め、これを理事会に報告する。

(表彰候補論文審査結果と授賞決定)

第7条 選考委員会は、表彰の対象となる欧文論文を審査した後、優秀な若干の論文と授賞者を決定し、審査結果を推薦理由とともに表彰委員会に報告する。

2 表彰委員長は、これを表彰委員会で諮りその結果を理事会に報告する。

(授賞者への通知と氏名等の公示)

第8条 表彰委員会は、事務局を経て授賞該当者全員に授賞結果を通知する。

2 学会誌編集委員会は、授賞者全員の氏名等を学会誌に公示する。

(表彰)

第9条 表彰は、一般社団法人日本熱電学会表彰規程第5条の定めにより授与する。表彰文の中に欧文論文名、共著者全員（学会会員）の氏名、所属、掲載論文誌名、年、巻、号、頁を記す。

(合同小委員会)

第10条 表彰委員長と表彰委員若干名、並びに選考委員長と選考委員若干名とで合同小委員会を形成し、適宜合同会議を開き、本細則を検討する。

(改廃)

第 1 1 条 本細則は、理事会の承認を経て改廃する。

附則

本細則は、2012 年（平成 24 年）9 月 3 日に遡及して、施行する。

本細則は、2016 年（平成 28 年）1 月 29 日より改訂し施行する。

一般社団法人日本熱電学会表彰規程 細則 3 日本熱電学会 優秀講演賞等選考細則

(目的)

第1条 一般社団法人日本熱電学会表彰規程第3条第7項に定める日本熱電学会優秀講演賞（以下、優秀講演賞）および第3条第8項に定める日本熱電学会優秀ポスター賞（以下、優秀ポスター賞）の選考に関し、同規程第4条に基づき細則を定める。

(候補者の決定方法)

第2条 表彰対象者は、本学会の学術講演会で、熱電科学、工学と技術の発展に貢献しうる優秀な講演論文またはポスター論文を発表した正会員、学生会員あるいは助成会員であり、以下の資格を有する者とする。

1. 講演論文またはポスター論文の筆頭著者で、学術講演会参加登録された者であり、かつ自ら発表した者。
2. 講演申込み時に、授賞候補者の資格があるとして、優秀講演賞または優秀ポスター賞の受賞を申請した者（各回1人1件のみ）。

(優秀講演賞等選考委員会)

第3条 表彰対象者を選考するため、表彰委員会に優秀講演賞等選考委員会（以下、選考委員会）を置く。

(優秀講演賞等選考委員長)

第4条 表彰委員会は、協議のうえ優秀講演賞等選考委員長（以下、選考委員長）を選任し、理事会の承認をうる。選考委員長は選考委員会を主導する。

第5条 選考委員長の任期は2年とし再任を妨げないが、連続する場合は2期を限度とする。

(選考委員数と任期)

第6条 選考委員長は、10人以上の優秀講演賞等選考委員（以下、選考委員）を選任し、表彰委員会の承認をうる。選考委員の任期は1年とする。

(選考委員会内規)

第7条 選考委員会は、選考方法、選考基準等を内規として定め、理事会に報告する。

(審査結果決定と通知および公示)

第8条 選考委員会は、表彰の対象となる講演論文およびポスター論文を審査した後、それぞれの賞の対象毎に順位をつけ、若干名の受賞者を決定し、推薦理由と共に表彰委員会に提出する。

第9条 表彰委員会は、これを表彰委員会で諮り、受賞者を決定する。また表彰委員会はその結果を理事会に報告する。

(通知と公示)

第10条 表彰委員会は受賞該当者に通知する。学会誌編集委員会は、受賞者全員の氏名等を学会誌に公示する。

(表彰)

第11条 表彰は、一般社団法人日本熱電学会表彰規程第5条の定めにより授与する。表彰文の中に講演論文名またはポスター論文名と氏名、所属、表彰年月日を記す。

(合同小委員会)

第12条 表彰委員長と表彰委員若干名、並びに選考委員長と選考委員若干名とで合同小委員会を形成し、適宜合同会議を開き、当規定を検討する。

(改廃)

第13条 本細則は、理事会の承認を経て改廃する。

附則

本細則は、2012年（平成24年）9月3日に遡及して、施行する。

本細則は、2016年（平成28年）1月29日より改訂し施行する。